

## 令和5年度第1回小樽市障がい児・者支援協議会（全体会議）概要

開催日時：令和5年5月29日（月）15時00分～16時40分

開催場所：第2委員会室（オンラインと対面の複合開催）

参加者：別紙委員名簿のとおり

配付資料：別添資料のとおり

### 《内 容》

以下、開催の内容を要約。

#### ○開会

- ・資料の確認（差し替え2枚、資料1の49ページと資料2-3の4ページ）

#### ○会長及び副会長の選出について〔議題（1）〕

（南部主査）

人事異動により委員の交代が生じています。本協議会の会長を務めていただいていた石亀委員が、4月から砂川希望学院に異動されました。後任として、社会福祉法人札幌緑花会 松泉グループの大洞篤志 施設長が就任しています。

- ・書面参加委員の報告
- ・本日参加の市職員を紹介

（南部主査）

続いて会長の選出に移ります。協議会の会長が欠けた場合の取扱いは、協議会設置要綱第6条第3項の規定により副会長が代理で行うこととされていますが、石ケ森副会長とも事前に協議を行い、新たに会長を選出することにいたしました。

要綱第6条第1項の規定により、本日の会議の場で会長を選出させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（各委員、それでよろしいです。）

～石ケ森副会長の進行～

（石ケ森副会長）

それでは会長の選出を行いたいと思います。初めに、皆様から立候補及び推薦はありませんか。

（各委員） ～なし～

（石ケ森副会長）

どなたからもお声がないようですので、事務局案をお示ししてよろしいでしょうか。

(各委員、それでよろしいです。)

(南部主査)

事務局において事前に委員の方にご意向を伺ったところ内諾を得られましたのでご報告いたします。事務局案として、会長に社会福祉法人後志報恩会、和光学園施設長の金子委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員から、よろしいです。という意見)

(石ヶ森副会長)

ただ今の事務局提案で異論がないようですので、会長は、社会福祉法人後志報恩会、和光学園施設長の金子委員をお願いいたします。

～以降の議事は、要綱に基づき会長が進行～

○令和5年度小樽市障害児・者支援協議会運営体制について(資料1)〔議題(2)〕

資料1(1頁)に基づき、福祉総合相談室主幹より説明

(曾我部主幹)

資料1の1ページをご覧ください。

本協議会の設置目的は、資料上段「全体会」の部分に記載していますが、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を図ることとされており、市内4か所の地域包括支援センター、障害のある方の家族会や関係団体、「障害福祉施設を運営する法人」、小樽市民生児童委員協議会等の20団体、10か所の相談支援事業所、そして小樽市で構成されております。

また、全体会の下での囲み部分ですが、協議会の所掌事項を円滑に行うため、小樽市と委託相談支援事業所、こども発達支援センター、さくら学園、保健所からなる幹事会を設置し、2か月に一度協議や情報共有を行っております。

次に、幹事会の下部、各部会や個別の事例から確認した地域課題の取扱について協議・調整を行うため、令和2年7月から、基幹相談支援センター機能を担う小樽市の障害福祉グループと、各専門部会代表者等からなる事務局会議を毎月開催し、運営体制の強化を図っております。

次に資料の一番下の部分、地域生活サポート部会、就労支援部会、福祉いどばた部会、こども支援部会の4つの専門部会を設置し、それぞれの課題について情報共有や課題検討、研修会の開催等の活動を行っております。それぞれの部会の今年度の活動については、後ほど各部会から報告があります。

最後に、今年度の協議会の全体活動目標を資料右上に、①～⑨まで記載しております。

①「第6期小樽市障害福祉計画及び第2期小樽市障害児福祉計画の進捗管理」について、今年度は令和3～5年度までの計画の最終年度となるので、今年度後期に開催予定の第2回全体会議で、目標に対する到達状況を報告する予定です。

②「第7期小樽市障害福祉計画及び第3期小樽市障害児福祉計画」については、資料2で策定スケジュール等を説明します。

③「第1期小樽市地域福祉計画との連携」について、こちらも今年度中に第2期計画を策定するので、連携して策定作業を進めます。

④「小樽市地域生活支援拠点等事業の運営」について、令和3年度の夏からスタートし、段階的に参加事業者が増え、令和5年1月1日現在で21事業所46事業が登録されています。

⑤「小樽市医療的ケア児支援体制整備事業」について、昨年10月から医療的ケアの必要な児童が日中活動を行う保育所等の場所に、訪問看護ステーション等から看護師を派遣する事業を開始したところであり、今年度も引き続き事業を進めてまいります。

⑥「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、引き続き検討を進めてまいります。また、小樽市として、障害、高齢、子育て、生活困窮の垣根を超えた「重層的支援体制整備」に向けた検討を進めており、今年度の活動目標に追加しています。

⑦「障害者差別解消法、虐待防止法の普及啓発」について、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されるところですが、これまで努力義務とされていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務に改められますので、一層の普及啓発が必要と考えております。

⑧「障害福祉サービスの更なる拡充」については、グループホーム、就労継続支援A・B型事業所、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所は近年増えてきていると感じております。

⑨「委託相談支援事業所の運営評価」については、議題(3)で説明いたします。

(金子会長) 各委員から質問や意見はありますか。

(各委員) ~発言なし~

(金子会長) 事務局案としたいと思いますがよろしいですか。

(各委員) ~首肯~

○令和5年度委託相談支援事業所及び協議会各専門部会の事業計画について〔議題(3)(4)〕

資料1(2~51頁)に基づき報告

・時間の都合上、各専門部会を代表して1名が、相談支援事業所の事業計画と所属している専門部会の事業計画を一括して説明。

「地域生活サポート部会」・・・「やすらぎ」

「就労支援部会」・・・「かるく」

「福祉いどばた部会」・・・「オリーヴ」

「こども支援部会」・・・「小樽市こども発達支援センター」

・その他の相談支援事業所については、福祉総合相談室主幹から一括して説明。

(金子会長)

各委員から質問や意見はありますか。

(松井委員)

意見と質問があります。1つずつ対応をお願いします。

まず意見ですが、ここでは児童の総数という形になっていますが、内訳を表記して、データ化することができないでしょうか。

児童のレベルで計画相談を100%でやっているのは小樽ぐらいだと思います。

その中で子どもたちが様々な障害や課題を抱えながら、放課後等デイサービスや発達支援を受けて、その経過で必要性が薄くなるお子さんもいるだろうし、また一方で、学校の環境の変化に伴って利用が難しいというお子さんもいると思います。

そういうものがどう変化していくのかを少しでも共有していく必要があるのではないかと。

それが将来、18歳以降の成人の計画相談に移っていく流れと、1度は切れたけれども、その後必要になるケースも多々あるかと思います。そのあたりをきちっと捉えていく上で障害種別、また、もう一つは手帳の有無、診断書だとか手帳だとか。それからそれ以外の支援の必要なお子さんというカテゴリーもあると思います。

そのあたりを少し見えるように共有化していけるようにしてはどうかと思います。

(曾我部主幹)

児童の障害種別などについて、今後の支援に活用していくようきちんとデータをとるべきではないかというご意見でしたので、承り次年度以降の集計の仕方等に検討させていただきたいと思います。

(松井委員)

あともう1点は質問です。

ぜひこの記載で26ページのところ、「障がいや介護の分野で代替できるサービスへ繋げる道筋をあらためて周知していく必要がある」と記載されています。

この道筋について、どういうことをおっしゃっているのか、もう少し具体的に教えてください。それはもうすでに何らかの形があるのか。またこれからどうしていけばよいか。その辺りもお伺いできればと思います。

(ぜひこ逸見氏)

ご質問ありがとうございます。わかりづらく申し訳ございませんでした。

実際、今行っているかというところに行っていません。

小樽市は全体で高齢化が進んでいます。私自身、相談業務をする中で、障害サービスに関わっていない方も含め、銭函地域が長いので、色々な方が「相談支援事業所」と書いてあるので寄っていただけます。認知度が上がっている印象があります。

例を挙げると、高齢で一人暮らしされている方がいて、その方を近所の人が風呂や散髪に連れて行っており、最近は線路を渡っていることもあり、足を引きずっているのか何か方法がないのかと聞かれたことがタイムリーにありました。

そういった市民の方に、こういう場合はここに相談したらいいとか、ここに問い合わせたらいいと周知出来たらいいのかなと思って、そのような意味でここに書かせていただきました。

(松井委員)

ありがとうございます。

支援といっても正式な福祉制度に伴う支援とそうではないインフォーマルなご近所つき合いに近い形のものがあると思います。いわゆるボランティアという形で機能していくものかと思いますが。

社会福祉協議会でボランティア登録などする中で、この地域にはこういう方がいて、こういう支援ならできそうだねというものをリスト化することは実際問題可能なのか。どこが主体になって、進めたらいいのか。

私、いろいろ関わってきましたけれども、今、かなり時間的に余裕があるんです。

65歳以降でも仕事に就く方が非常に多い状況に変化していますけれども、一方でまだ動けるから何か社会的に参加できる方策はないだろうかと考えてる方も多いと思います。

ただ、やみくもに誰かに頼むと個人情報の問題もあるし、様々な課題があると思いますので、どこかでこれを整理していけないものか。この具体的な方策を幹事会あたりで整理していただきたいと思います。

これはあくまでも要望ということで押さえていただければありがたいと思います。

今すぐに答えるレベルではないと思いますがよろしくお願いします。

(金子会長)

その他の方で確認や質問意見等ございますでしょうか。

相談支援事業所の計画、並びに専門部会の事業に関して、事務局案の通り承認されたということで、よろしいですか。

(各委員) ~首肯~

#### ○第7期小樽市障害福祉計画及び第3期小樽市障害児福祉計画の策定について〔議題(5)〕

資料2に基づき、福祉総合相談室主幹より説明

(曾我部主幹)

資料2の1ページをご覧ください。

1(1)ですが、小樽市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づきまして、地域における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保並びに法律に基づく業務が円滑に実施されるようにするための実施計画として、続いて2(1)になりますが、小樽市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、地域における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施のための基本的事項について定める計画となっています。

障害福祉計画につきましては、平成18年度から3年おきに策定しており、障害児福祉計画につきましては、平成30年度から3年おきに、障害福祉計画と一体の計画として策定しております。

続いて2ページをご覧ください。

今年度は第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の最終年度となりますので、今年度中に次期計画の策定作業を進めていくこととなります。

なお、障害分野では、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者のための施策に関する基本的

な事項を定める10年間の「小樽市障害者計画」という計画もございます。この計画は現在、平成29年度から令和8年度までの第3期の計画期間中であり、次の次の障害福祉計画・障害児福祉計画の改定に併せて、令和9年度以降、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画の一体化を検討したいと考えているものです。

続いて3ページをご覧ください。

中段に「2 計画策定に係る国の基本的理念」を記載しております。

4ページの上段には「4 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項は、国が策定した「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」によって定められているものとございます。

5の検討体制でございますが、本協議会が、地域包括支援センター、公共職業安定所、小樽身体障害者福祉協会、小樽市社会福祉協議会、小樽市民生児童委員協議会など障害のある方の支援に関わる公的機関や当事者・保護者の会、障害者支援施設等から構成されておりますので、本協議会及びこども支援部会、就労支援部会、地域生活サポート部会、福祉いどばた部会の各部会を通じて御意見をいただきながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、6のスケジュールをご覧ください。1行目の基本指針につきましては、5月19日に告示されたところであります。3行目は、本日の協議会でございますが、皆様から策定スケジュールについて御承認いただけましたら、6月下旬に開催される予定の市議会厚生常任委員会に次期計画の策定と策定スケジュールについて報告させていただきます。

その後、7月から10月にかけて事務局で原案を作成し、文言や成果目標等について各部会で検討していただき、素案をとりまとめたいたと考えております。

また、11月には本年度第2回目の協議会を開催し計画素案を協議させていただき、12月の市議会厚生常任委員会への報告を経て、年が明けて来年1月にはパブリックコメントを実施し、市民の方から御意見をいただく予定としております。

続いて、来年2月には本年度第3回目の協議会を開催し、計画案を協議させていただき、来年3月に市議会厚生常任委員会への報告、市長決裁を経て計画策定という流れを予定しております。

今年度は例年より多い、年2回の協議会の開催となり、委員の皆様にはお手数をお掛けしますが、御協力をお願いいたします。

(金子会長)

計画策定の考え方、検討体制、スケジュールについて説明いただきました。何か質問などありましたら、伺いたいと思います。

(松井委員)

前回も同じことを言いましたが確認です。

障害児福祉計画がいよいよ第3期を迎えますが、教育とどのような連携をしていくのかももう少し明確になればいいなと思います。

例えば、4 ページの 5 検討体制に (3) その他教育委員会みたいな位置付けはできないのでしょうか。質問です。

(曾我部主幹)

今回の協議会には教育委員会からも市職員の委員として参加いただいております。十分に連携して教育に関する部分についても協力していきたいと考えております。

(松井委員)

ちょっと物足りなさを感じておりますが、はい。次回また経過を見ながら考えていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。現時点では了解いたしました。

(金子会長)

それでは議題の「第 7 期小樽市障害福祉計画及び第 3 期小樽市障害児福祉計画の進捗状況等について」は、事務局からの報告どおり確認します。

#### ○地域生活支援拠点等整備について〔議題 (6)〕

資料 3 に基づき、福祉総合相談室主幹より説明

(曾我部主幹)

資料 3 をご覧ください。

1 点目は、訪問入浴サービスです。令和 5 年度の予算額は 1 9 5 万円となっています。この制度は、居宅介護など他の制度や介助者による介助でも入浴が困難な在宅の身体障害児・者に対し、自宅に移動式の浴槽を搬入し、入浴サービスを提供するものですが、近年は北海道でも夏場に高温多湿になる日が多くなり、障がいのある方の健康の維持には保清が重要ということで、今年度から、月 4 回が上限だったものを、週 2 回に上限を緩和しております。

2 点目は、主として在宅の障害児・者に対し、日常生活を容易にするための、用具を給付する制度ですが、昨年 1 2 月と今年の 4 月から対象品目の一部追加と要件緩和を行いました。令和 5 年度予算は日常生活用具全体で 4, 7 0 0 万円ほどですが、大部分は重度運動機能障害のある方に支給する紙オムツや人工肛門・人工膀胱の方に支給するストマ用具に係る費用となっています。

充実させた部分ですが、まず令和 4 年 1 2 月に視覚障害のある方の健康維持のために、測定した血圧を音声で知らせしてくれる視覚障害者用血圧計を追加するとともに、体温を音声で知らせしてくれる視覚障害者用体温計を耳の聞こえる人と同居していても支給できるよう要件を緩和いたしました。

また、今年の 4 月からは、視覚障害のある方に音声で色や明るさを教えてくれる音声色彩判別・識別装置を追加するとともに、パソコンに接続して点字入力と点字表示をしてくれる点字ディスプレイという福祉機器について、これまで視覚障害と聴覚障害を重複する方という支給要件であったものを、視覚障害 1 級の手帳を持っている方は聴覚障がいを重複していなくても支給できるように要件を緩和しております。

更に、日常的に人工呼吸器や酸素濃縮器等の電気式の医療機器を使用している在宅の障害児・者の停電時の備えとして非常用電源装置を対象品目に追加いたしました。

3点目は、医療的ケア児への支援ですが、昨年10月から保育所や児童発達支援事業所など、医療的ケア児が通う日中活動を行う場所に訪問看護ステーション等から看護師を派遣する事業を開始しておりますが、今年度も引き続き医療的ケア児が通う場所に看護師を派遣いたします。令和5年度は、保育所に通う児童のために、こども未来部で約450万円、保育所以外の場所に通う児童のために福祉保険部で約480万円の予算を計上しております。

最後に研修会の開催費用ですが、市内の相談支援事業所、障害福祉施設等の職員の資質向上を目的として、各部会が主催する研修会の講師謝礼に係る予算を昨年度の5万円から10万円に増額いたしました。

(金子会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問などありましたら、伺いたいと思います。

(楢引委員)

医療的ケア児への支援について現状を教えてください。これは市内の訪問看護ステーションと委託契約を結んで派遣しているということでしょうか。

(曾我部主幹)

訪問看護ステーションに対し、小樽市から金額や条件を提示させていただき、この事業にご協力いただけないかという意向確認をまずさせていただいております。

今年も3月に市内の事業所に確認し、4か所か5か所ほどだったと思いますが（実際は4か所）、この条件でご協力いただけると回答を得ています。

個別の、例えばこの方にはどこの事業所から派遣するかというのは、医療ケアの必要なお子さんが普段関わりがある事業所ですとか、またその地域性によって（事業所によっては、派遣可能な地区が限定している場合もある）、条件に合った事業者と個別に委託契約を締結し実施しているところです。

令和5年度は保育所に通っているお子さんが1名おり、こども未来部で派遣を実施しております。

また、児童発達支援の事業所に通う児童の保護者から申し込みがありまして、これから契約を締結し、派遣開始する予定となっております。

個別にこのような事例が出ましたら、事業者を選定し、契約していく予定となっております。

(楢引委員)

ありがとうございました。

訪問看護ステーションは人員体制上、非常に厳しい事業所が多い中で、ぜひ協力していただけるような事業所があればいいと思っていましたが、まずは安心しました。

(金子会長)

それでは議題の「令和5年度における障害者関連施策の充実について」は、事務局からの報告どおり確認します。

(金子会長)

本日書面参加の方から、意見や質問等寄せられておりましたら、事務局から説明をお願いします。

(南部主査)

1名から質問と、1名から意見(コメント)をいただいております。

質問は南部地域包括支援センター飛内委員からです。

資料1の5ページにある令和4年度虐待通報受付簿について。

「相談を受理され市に報告されていますが、その後どのように対応されたのか教えて頂ければと思います。ご家族4人とも障害がありますが、地域住民とともに暮らしていくことは、目指す姿である地域共生社会につながる案件かと思われまます。またこのような案件は他にもみられるケースではないかと想定されます。よって、報告を受けた後にどのように対応されたのか教えて頂けたらと思ひました。」との内容です。

先ほど曾我部からも説明しましたが、この方からは直接市役所の障害福祉グループにもメールをいただきましたので、必要な情報提供をしました。また、ご自身の障害について、自治会長さんにお伝えしていない状況でしたので、ご理解ご配慮いただくためには、ご自身の障害や病状を伝えるべきではないかと提案しました。また、ヘルプマークの認知度を高めていくことや合理的配慮について広く周知していく必要があると感じています。

もう1つのご意見(コメント)は、社会福祉法人志成会朝里ファミリアの佐藤委員からです。

「小樽市での障害をお持ちの方への支援体制が明確になっており、わかりやすいと思ひました。当施設では相談支援事業所が併設されている法人ではない為、地域の障がい者(児)の方の相談や支援に対し直接話を聞くことは、ほとんどありませんが、市や事業所と連携し支援をすることは出来ると思ひますので、地域にも目を向けていけたらと思ひます。利用者様が安心して生活できるような地域に出来るよう、微力ではございますが頑張らせていただきたいと思ひます。」

と、コメントをいただいております。

○その他

(金子会長)

委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局から何かありますか。

(曾我部主幹)

次回の全体会議の開催は、先ほど計画策定のスケジュールでもお話しいたしましたが、予定では11月頃を予定しています。また何か突発的にご協議いただきたい点ございましたら、書面開催を含めてご案内させていただきます。開催日程につきましては、近くなりましたら、また日程調整のご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○閉会